

ネットとうほく 2019 (検) 第6号-3
2020年(令和2年)11月30日

〒980-0811

仙台市青葉区一番町一丁目17-24 高裁前ビル4階

ひかり法律事務所

東北・みやぎ復興マラソン事務局 代理人

弁護士 佐藤美砂 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

当団体からの2020(令和2)年7月16日付再照会書に対し、貴職より2020年9月1日付回答書を拝受いたしました。再照会事項に関するご回答をいただきありがとうございます。

再照会事項に対するご回答等を踏まえまして、下記のとおり要請いたします。つきましては、同要請事項について、本書面到達後2ヶ月以内を目処に文書にてご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

要請事項

1 要請の趣旨

東北・みやぎ復興マラソン2020の下記規約に記載された下記条項ないし部分(以下、「参加料不返還条項」という)について、今後の同マラソン大会において参加料・手数料の返還に関する条項を設ける場合には、消費者契約法に適合する内容へ変更することを求めます。

記

申込規約

「2. 主催者の責によらない事由(地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病・公共交通機関の遅延等)による開催縮小・中止の際も参加料・手数料等は返金いたしません。」という条項

大会規約

「1. 災害、事件・事故、疫病、公共交通機関の遅延などにより大会を中止、縮小することがあります。なお、中止・縮小の際は参加料は返金しません。」という条項のうち、「なお、中止・縮小の際は参加料は返金しません」との部分

2. 要請の理由

- (1) 貴職は、2020年9月1日付回答書において、マラソンの事前準備の段階で多額の費用を支出することを理由に、中止となった場合でも参加料等を返金しない旨の規約については今後も変更する予定がない旨表明されております。
- (2) しかしながら、令和2年3月26日付申入書兼照会書記載の通り、参加料不返還条項は消費者契約法に適合しませんので、今後の本マラソン大会においては変更すべきです。
- (3) また、開催予定日の相当前の時点で中止が決定された場合には、指摘されております事前準備段階での多額の費用はかからないのであり、まさに半年以上前に中止が決定された2020年大会は、開催予定日の相当前の時点で中止が決定され、事前準備に関して多額の費用がかからなかった点から参加料返還が決定されているものと思います。

2020年大会については、大会運営にかかる費用も一部しか発生していなかったとのことで参加料返還のご対応を決定いただいたようですが、このような対応は、当団体が変更を求めた消費者契約法に適合する規約に沿う対応であると存じます。今回のように返金対応を決定する場合があるということであれば、「一切返金しない」という規約は、むしろ貴団体が状況に応じて適切に判断・対応をされているという実態に合わないのではないかと思います。

このような点からも本件参加料不返還条項について、今後の本マラソン大会において変更を検討されるよう求めます。

- (4) 他の適格消費者団体が申入れを行った、北九州マラソン大会（特定非営利活動法人消費者支援機構福岡）、ヤフオクドームリレーマラソン（特定非営利活動法人消費者支援機構福岡）、福岡マラソン（特定非営利活動法人消費者支援機構福岡）、富山マラソン（消費者支援ネットワークいしかわ）、金沢マラソン（消費者支援ネットワークいしかわ）等のマラソン大会では、いずれも参加料の返還を一切行わないという条項の修正ないし次回以降の修正検討を行っているものであり（修正後の規約は「中止の場合、中止までに要した経費等を勘案して返金の有無・金額等を決定します」とするものです）、これらの修正内容もご参照の上、参加料不返還条項の変更を再度ご検討頂きたく要請いたします。

なお、修正された各大会の規約の内容は、上記適格消費者団体のホームページで公表されておりますので、ご確認ください

以上